

職発 0731 第 1 号  
社援発 0731 第 4 号  
令和 5 年 7 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省職業安定局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の施行について（施行通知）

標記について、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（令和 5 年厚生労働省・国土交通省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）を別添のとおり策定したので通知する。

貴職におかれては、下記の点に留意しつつ、貴管内の関係機関及び関係団体等に周知を図るとともに、必要に応じて本基本方針に沿って実施計画を策定するなど、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策の実施に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 1 基本方針の策定趣旨

法第 8 条第 1 項において、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならないとされている。この規定に基づき、平成 30 年 7 月に基本方針を策定したが、当該基本方針の適用期間が令和 5 年 7 月 30 日に満了することに伴い、今般、新たな基本方針を策定した。

本基本方針は、同項の規定に基づき、法第 14 条の規定によるホームレスの実態に関する全国調査（毎年実施する概数調査及び令和 3 年 11 月に実施した生活実態調査）の結果や、ホームレス自立支援施策の実施状況等を踏まえて策定したものである。

## 2 基本方針の主な内容（従前の基本方針（平成30年厚生労働省・国土交通省告示第2号）からの主な変更点等）

### （1）最近のホームレスに関する傾向・動向

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により路上（野宿）生活を行うようになった割合及び要因を追記したこと。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により路上（野宿）生活を行うようになった割合は調査対象（令和3年生活実態調査において路上（野宿）生活期間が3年未満の者に限る。）の6.3%であった。このうち、43.2%は仕事が減ったことが、21.6%は倒産や失業が原因となっていた。

#### 【第2の1(2)ホームレスの生活実態】

### （2）ホームレス自立支援施策の推進に係る基本的な考え方

- ① ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要であること。

#### 【第3の1(2)総合的なホームレスの自立支援施策の推進】

- ② 各地域のホームレス等の実情を踏まえ、一時生活支援事業等にも積極的に取り組むとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条に規定する居住支援協議会を活用した関係者間の連携を図ることによって、これまで以上に効果を発揮することが求められること。

#### 【第3の1(4)困窮支援法等による自立支援施策の更なる推進】

### （3）各課題に対する取組方針

- ① 安定した居住の場所の確保

#### 【第3の2(2)安定した居住の場所の確保】

ア 公営住宅の入居にあたっては、保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮すること。

イ ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保され

ない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、居住支援協議会の設立の促進等を通じ、民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その他福祉部局との連携を推進すること。

ウ 地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうちシェルター事業の実施を前提としていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする運用見直しを行い、居住支援の強化を図ること。

② ホームレス自立支援事業その他のホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業

【第3の2(5)ホームレス自立支援事業その他のホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業】

ア 医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の提供を行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図ること。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図ること。

イ 性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行うものとする。

ウ 配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行うこと。

③ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上(野宿)生活になることのないよう、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施すること。

【第3の2(6)ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援】

④ ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人等との連携が不可欠であること。

【第3の2(11)ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携】

⑤ (1)から(11)までのほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うことにより、居住に関する課題にも対応すること。

【第3の2(12)(1)から(11)までのほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項】

3 基本方針の適用期間

特別の事情がない限り告示の日から起算して5年間とする(ただし、この期間中に法が失効した場合は、法の失効する日までとする)。

別添 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(令和5年厚生労働省・国土交通省告示第1号)